

入 札 公 告

次のとおり総合評価一般競争入札に付します。

入札等については、関係法令に定めるもののほか、本公告によるものとし、本入札に係る工事請負契約は愛知県公契約条例（平成 28 年愛知県条例第 10 号）第 9 条に規定する公契約に該当します。

令和 7 年 10 月 30 日

愛知県知事 大 村 秀 章

1 調達内容

（１）事業名

愛知県一時保護所整備事業

（２）事業場所

愛知県三河地域

（３）期間

契約締結日から令和 11 年 2 月 28 日まで

（４）事業内容

愛知県一時保護所整備に係る設計、工事監理、施工及び移転支援業務

（５）予定価格

金 2,508,000,000 円（うち消費税及び地方消費税の額 金 228,000,000 円）

（６）事業方式

本事業は、要求水準書及び総合評価技術資料（以下「技術提案書」という。）に基づき設計業務、工事監理業務、施工業務（環境整備工事を含む）及び移転支援業務を一括して発注する設計・施工一括発注方式によるものとします。

2 競争参加資格

本事業の入札に参加することができる者は、次に掲げる条件を備えた特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）とします。なお、施工業務と工事監理業務は別の構成員としてください。

（１）応募者に共通する参加資格

応募者である共同企業体の代表法人及び各構成員は、次に掲げる条件を満たさなければなりません。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。

イ 本事業の入札への参加表明書及び競争入札参加資格確認申請書兼誓約書等（以下「応募申込書類」という。）の提出日から落札決定までの間、愛知県建設工事等指名停止取扱要領に基づく指名停止を受けていないこと。

ウ 本事業の応募申込書類の提出日から落札決定までの間、「愛知県が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成 24 年 6 月 29 日付け愛知県知事等・愛知県警察本部長締結）及び「愛知県が行う調達契約からの暴力団排除に関する事務取扱要領」に基づく排除措置を受けていないこと。

エ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがなされていない者又は会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者又は会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、再生手続開始又は更生手続開始の申立てがなされなかった者とみなします。

オ 本事業に係る発注者支援業務等の受託者又は当該受託者と資本関係又は人的関係がある企業でないこと（入札説明書参照）。

（2）共同企業体を結成する応募者の参加資格

共同企業体を結成する応募者の構成員は、2 以上の共同企業体の構成員でないこととします。

（3）各業務の参加資格

ア 設計業務等を行う企業の参加資格

（ア）設計業務及び工事監理業務（以下「設計業務等」という。）を行う企業は、愛知県が発注する設計業務において、建築設計に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。

（イ）建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第 1 項の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けていること。

（ウ）設計業務を行う企業は、過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した、次の条件を満たす建築物の実施設計業務を元請として実施した実績を有すること。共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の 10 分の 2 以上のものを対象とします。

延べ面積 1,500 ㎡以上の児童福祉施設等（建築基準法施行令第 19 条第 1 項に規定する児童福祉施設等、入所する者の寝室があるものに限る。以下、同じ。）に類する建築物の新築・増築に係る実施設計業務。ただし、複合施設の場合は、別用途（児童福祉施設等以外）を除いた当該用途に供する部分の床面積の合計が 1,500 ㎡以上の場合に限る。なお、増築の場合は増築部分の面積が 1,500 ㎡以上に限る。

（エ）設計業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。

(a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(b) 建築士法第 2 条第 2 項に規定する一級建築士の資格を有すること。

(c) (ウ) に示す設計業務に従事した経験を有すること。

（オ）工事監理業務を行う企業は、過去 10 年間（平成 27 年 4 月 1 日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した、次の条件を満たす建築物の工事監理業務を元請として実施した実績を有すること。共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の 10 分の 2 以上のものを対象とします。

延べ面積 1,500 ㎡以上の鉄筋コンクリート造または木造の建築物の新築・増築に係る工事監理業務。なお、増築の場合は増築部分の面積が 1,500 ㎡以上に限る。

（カ）工事監理業務管理技術者は、次の(a)から(c)までの要件を満たす者を配置すること。

(a) 設計業務等を行う企業に所属し、常勤で 3 か月以上の恒常的な雇用関係があること。

- (b) 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士の資格を有すること。
- (c) (オ) に示す工事監理業務に従事した経験を有すること。
- (キ) (エ) (c)、(カ) (c) に示す従事した経験は、過去に所属した企業等における経験を含むものとします。ただし、当該期間に当該企業等に所属し従事したことが確認できる場合に限ります。
- (ク) 工事監理業務を行う企業は、施工業務を行う企業と同一であることは認めません。

イ 施工業務を行う企業の参加資格

- (ア) 愛知県が発注する建設工事において、建築工事業に係る競争入札に参加する資格を有する者であること。
- (イ) 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条の規定により建築工事業について特定建設業の許可を受けていること。
- (ウ) 愛知県が発注した建築工事業に係る工事のうち、過去2か年度（令和5年4月1日から令和7年3月31日まで）に完了し、及び引き渡した工事の実績がある場合においては、当該業種工事成績評定点の平均点が60点以上であること。
- (エ) 施工業務を行う第1位の構成員は、令和6年度及び令和7年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が1,200点以上であること。
- (オ) 施工業務を行う第1位の構成員は、過去10年間（平成27年4月1日から応募申込書類を提出する前日まで）に完成した、次の条件を満たす建築物の建築工事の元請としての施工実績を有すること。なお、共同企業体としての実績の場合は、出資比率が出資総額の10分の2以上のものを対象とします。

延べ面積1,500㎡以上の鉄筋コンクリート造または木造の建築物の新築・増築に係る施工業務。なお、増築の場合は増築部分の面積が1,500㎡以上に限る。

- (カ) 施工業務を行う第2位の構成員は、令和6年度及び令和7年度の愛知県における入札参加資格において認定された建築工事業の経営事項評価点数が730点以上であること。
- (キ) 本事業の現場代理人及び監理技術者として次の(a)から(d)までの要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。なお、現場代理人と監理技術者は両者を兼ねることができます。
 - (a) 現場代理人及び監理技術者は、施工業務を行う企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。
 - (b) 監理技術者は、建築工事業に係る監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有すること。
 - (c) 監理技術者は、(オ) に示す施工業務に従事した経験を有すること。なお、当該施工業務に従事した経験は、監理技術者、主任技術者又は現場代理人としての経験とします。
 - (d) 監理技術者は、契約後、他の工事に従事してはならない。なお、現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の配置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの間）については専任を要しません。ただし、本事業の打合せ等には参加すること。
- (ク) 施工業務を行う第2位の構成員は、主任技術者として次の(a)及び(b)の要件を満たす者を施工業務の開始から完了まで施工現場に専任で配置できること。
 - (a) 国家資格を有すること。

(b) 施工業務を行う構成員の企業に所属し、常勤で3か月以上の恒常的な雇用関係があること。

(4) 共同企業体構成員の条件

入札に参加を希望する者の間に以下のアからウまでのいずれかに該当する関係がないこと（該当する者の全てが共同企業体の代表法人となる構成員以外の構成員である場合を除く。）。

なお、当該関係がある場合に、辞退する者を定めることを目的に当事者間で連絡を取することは、愛知県建設工事関係入札者心得書第9条の2第2項の規定に抵触するものではありません。

ア 資本関係

次のいずれかに該当する二者の場合

(ア) 親会社等と子会社等の関係にある場合

(イ) 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

イ 人的関係

次のいずれかに該当する二者の場合。ただし、(ア)については会社等の一方が、民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社である場合を除く。

(ア) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(イ) 一方の会社等の役員が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

(ウ) 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合

ウ その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合

組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他上記ア又はイと同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

3 入札手続等

(1) 入札説明書等の公表方法

愛知県福祉局児童家庭課のウェブページ (<https://www.pref.aichi.jp/soshiki/jidoukatei/hogoshoseibi.html>) において、令和7年10月30日（木）から公表します。

なお、入札説明書等がダウンロードできない場合などは、次の場所へ問い合わせてください。

ア 問い合わせ場所

愛知県福祉局児童家庭課 児童虐待対策グループ 担当：伊藤、高木

名古屋市中区三の丸三丁目1-2（郵便番号 460-8501）

電話 052-954-6281（ダイヤルイン）

メールアドレス：jidoukatei@pref.aichi.lg.jp

(2) 現地見学会

ア 開催日時

令和7年11月11日（火）

イ 集合場所

参加希望者に別途通知します。

ウ 参加申込方法

本事業に参加を希望し、現地見学会への参加を希望する者は、「現地見学会参加申込書（様式1-1）」に必要事項を記入のうえ、電子メールにて下記申込先に提出してください。

- ・メールタイトルは「愛知県一時保護所整備事業に係る現地見学会参加申込（企業名）」と明記すること。

- ・電子メールの送信後、下記の申し込み先に着信確認を行うこと（土、日及び国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）。
- ・参加人数は 1 社 3 名までとすること。

エ 参加申込期間

令和 7 年 10 月 30 日（木）から令和 7 年 11 月 6 日（木）まで（土、日及び休日を除く平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）

オ 申し込み先及び問い合わせ先

3（1）アに同じ。

（3）応募申込書類の受付

ア 入札への参加を希望する者は、参加表明書（様式 2-1）、企業概要書（様式 2-2）、業務実施体制（様式 2-3）及び競争入札参加資格確認申請書兼誓約書（様式 2-4）、並びに、愛知県一時保護所整備事業共同企業体取扱要領により、共同企業体建設工事入札参加資格審査申請書兼誓約書（様式 2-5）、愛知県一時保護所整備事業共同企業体協定書（様式 2-6）及び委任状（様式 2-7）等（以下「応募申込書類」という。）を持参又は郵送（書留郵便に限る）により、エの提出期間内必着で提出してください。

イ 参加表明書の提出後に構成企業の参加資格に変更が生じた場合、構成企業に変更が生じた場合には、参加資格喪失等通知書（様式 6-2）又は構成企業等変更届（様式 6-3）を提出してください。

ウ 期限までに、応募申込書類の提出をしていない者は入札に参加することができません。

エ 提出期間

令和 7 年 11 月 20 日（木）から令和 7 年 11 月 27 日（木）まで（土、日及び休日を除く平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）

オ 提出先

3（1）アと同じ。

（4）入札書等及び技術提案書の受付

資格審査通過者は、入札書等及び技術提案書提出届（様式 3-1）、入札書等及び技術提案書の提出確認表（様式 3-2）、入札書（様式 3-3、入札書別紙（事業費内訳書）を含む。）及び要求水準に関する確認書兼誓約書（様式 3-4）（以下「提案確認書類」という。）及び技術提案書（様式 4 及び様式 5）を持参又は郵送（書留郵便に限る）することにより提出期間内必着で提出してください。

ア 提出期間

令和 8 年 1 月 15 日（木）から令和 8 年 1 月 22 日（木）まで（土、日及び休日を除く平日の午前 8 時 45 分から午後 5 時 30 分まで）

イ 提出場所

3（1）アと同じ。

ウ 提出部数

提案確認書類及び技術提案書については、正本 1 部と副本 7 部及び電子データ（PDF データを入れた CD-R 等）を提出してください。

エ 提案確認書類及び技術提案書の提出にあたっての留意事項

入札書等及び技術提案書の提出確認表（様式 3-2）を用いて提出する書類を十分に確認した上で提出してください。

提出された提案確認書類及び技術提案書に係る費用は、応募者の負担とします。

提出された書類は応募者に返却しません。

提出期限以降における差し替え及び再提出は認めません。

オ 技術提案書の作成にあたっての留意事項

付属資料 1 「要求水準書」の内容を踏まえ、付属資料 3 「様式集」を用いて、付属資料 2 「落札者決定基準」の第 2 章 7 「提案評価項目及び配点」に示す内容について提案してください。

原則、文字の大きさは 10 ポイント以上とします。具体的な提案図等の文字は、8 ポイント以上とします。

特定の者と判断できる企業名、作品名、記号、ふちどり等の記載を禁止します。

文章を補完するための写真、イラスト、提案図の使用は認めます（カラーは可とします）。

規定ページ数をオーバーした場合、超過した以降の内容は評価しません。

（5）開札予定日時及び場所

ア 開札日時

令和 8 年 1 月 23 日（金）午前 10 時

イ 開札場所

愛知県庁西庁舎 3 階 愛知県福祉局児童家庭課

4 落札者の決定方法

落札者の決定の方法は、「付属資料 2 愛知県一時保護所整備事業 落札者決定基準」に基づき、「入札説明書」第 1 章（5）アの予定価格の範囲内で入札をした者のうち、総合評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定するとともに、その他の順位を決定します。ただし、総合評価による点数の合計が最も高いものが複数ある場合には、技術評価点が最も高い提案を行った者を最優秀提案者として選定します。また、技術評価点が同点の場合は、委員会委員による合議により最優秀提案者を選定します。なお、入札参加者が 1 者のみの場合においても、入札は有効とし、各委員の採点及び受託者としての適否に基づき、委員会委員による合議によって決定します。

5 その他

（1）契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

（2）入札保証金

免除します。

（3）入札の無効

ア 愛知県財務規則（昭和 39 年愛知県規則第 10 号。以下「財務規則」という。）第 152 条（入札の無効）の規定に該当する入札は、無効とします。

イ この公告に示す入札参加資格のない者が行った入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者が行った入札及び愛知県建設工事関係入札者心得書において示す条件等の入札に関する条件に

違反した入札は、無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には、落札決定を取り消します。

- (4) 契約書作成の要否
要（約款のとおり。）

- (5) その他
詳細は、入札説明書によります。